

子どもの人権

子どもを一人の人間として尊重して、しますか？

ある日の出来事

「わたしの大好きな

お友だち」

「遊びに行つてきまーす。」

「行つてらっしゃい。今日は誰といっしょ？」

「さやかちゃんとかあかねちゃん。わたしは言うど、あかねちゃんも？」

ママは、少し変な顔をした。ママは、さやかちゃんのママと仲良しで、いつもかわい

い服装をしているさやかちゃんが好きなの。でも、いつも公園で泥だらけになつて遊ん

でいるあかねちゃんのことは、好きじゃないのかな？

「この前、あかねちゃんと遊んで、お気に入りの服を真つ黒にしたらじゃない。」と

ママ。それでわたしはママに言ったの。「あのね、ママ。あかねちゃんは、いつもやり

たいことがいっぱいなの。それにわたしにいろんな事を教えてくれるのよ。だから、わたしは大好き。じゃあ行つて

きます。」

その夜、その話を聞いたパパがママに「あの子はきちんと自分の気持ちを言えるんだね。」と嬉しそうに話してるのを聞いた。

考えてみましょう。

ふだんの生活の中で「子どもなんだから」「言うとおりになさい」と頭ごなしに子どもの行動を制限していることはありませんか。

基本的な人権は誰もが生まれながらに持っているものであり、当然、子どもにも大人と同じように基本的人権が保障されています。

子どもは、それぞれが権利を行使していく中で、どんなルールが必要なのかを学びながら、成長していくことができるのではないのでしょうか。

大人には、「今時の子どもは・・・」と嘆いたり、子どもにも一方的に考えを押し付けるのではなく、子どもを信頼し、子どもの「気付き」を待ち、成長を適切に支援していくことが求められています。

子どもの人権について、その他どんなことが問題となっているのでしょうか。

子どもたちの間のいじめは依然として憂慮すべき状況にあります。

また、家庭での子どもへの虐待も深刻化しています。

いじめは、それが原因で自殺や殺人事件に至る場合があり、重大な人権侵害であるという認識が必要です。

大人には、子どもに「いじめは絶対に許されない。」との強い認識に立つた対応が求められています。

虐待

「児童虐待」とは、保護者等が18歳に満たない児童に行つた行為を言います。

①身体的虐待：殴る、蹴る等身体に苦痛を与えること

②性的虐待：性的ないたづらや性行為をすること

③ネグレクト：食事を与えない、家に入れないなど、適切な衣食住の世話をしないこと

④心理的虐待：おどし、脅迫、無視など情緒不安定にさせること

（熊本県人権センター「くらしと人権」より）
益城町教育委員会

地名の歴史

歴史の変遷と地名

310

前回の続き、澹菴の墓碑銘から

「以来、時習館句読師、時習館講堂世話役として青少年の指導に当たり、その後穿鑿役（物を穿ち明する役）、阿蘇郡尹（長官）代官、天守監、物頭蒙養師、鞠獄（罪を裁く立場）など多くの役職を歴任し、京町の自宅に帰る。藩公は多年の勤勞に対し紋付の衣服を賜る。明治五年五十一歳で辞職し馬水に隠棲し家塾を開き子弟を教導す。先生の徳と塾風を聞き伝えたる若者が教えを求めて集まり、塾からは多くの人材が育つた。

明治二十年春、先生病に罹り六月五日享年六十六歳で歿した。先生の人格は才気秀発、事に当たつては緻密で何事もなおざりにしなかった。また多芸多能で特に書と画を善くした。福田太華（寛政七年、安政元年熊本生まれの肥後の著名な画家）と従兄弟であるが、共に学ばずと言えども互いの画はよく似ていて殆ど優劣は無い。

また彫刻を能くし彫刻を職業とする者は先生の作品を基準とした。先生は酒を好むが毎度大杯を用いた。酔いが回つては珍奇な話題や話術の巧みに聞き手は笑いを堪え臍を押さえるのに苦労した。

先生には娘一人があり三宅基展氏の二男の清四郎君と娘を妻合わせ家督を譲つたが、清四郎君は不幸にも長い病に罹つたので、代わりに故郷熊本の子弟が浄財を集めてこの碑を建て春秋にその徳を偲んでいる。先生は服装を整える暇も無く公務に励み適切な処置をした。時には浮沈もあつたがそれは仕方が無い。懇切に後輩を教え郷里に報いた。人はその仁慈に浴し碑を建て先生の生前に擬している」

益城町文化財を訪ねる会 会長 松野國策

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会

溶々 益城町文化財を訪ねる会



溶々 益城町文化財を訪ねる会